

1. 件名：「日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定変更認可申請に関する面談」

2. 日時：令和3年7月2日（金）13時30分～14時40分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

古作企画調査官、大橋管理官補佐、森口管理官補佐、菅生主任安全審査官、藤原安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 埋設計画部長、他8名

東北電力株式会社 原子力本部原子力部 副長

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力発電部門  
放射線管理グループ リーダー

中国電力株式会社 電源事業本部 放射線安全グループ 副長

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部廃止措置グループ 副リーダー

5. 要旨

- ・日本原燃株式会社から、令和3年6月24日に実施した面談において原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から示すよう求めた保安規定変更認可の分割申請の計画について、提出資料に基づき説明があった。
- ・規制庁から、申請に当たっては、令和3年5月21日付けで認可された再処理事業所における保安規定変更の実績等を踏まえて申請書の記載事項及び必要な補足説明資料について整理し、申請を分割する場合には変更項目について事業変更許可事項との関連、変更が必要な時期等を明確にして、手続きが円滑に進むよう改めて考え方を整理して申請するように伝えた。

6. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

7. 提出資料

「廃棄物埋設施設保安規定の分割申請の計画について」

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁防潮会議室の藤原です。それでは、日本原燃の廃棄物埋設施設、本件に係る面談をこれから始めたいと思います。
0:00:12	日本原燃におかれましては、出席者の紹介をし、そのあと説明を始めてください。よろしくお願いいたします。
0:00:21	日本原燃の山路と申します。本日の日本原燃の出席者は山路村大石、佐藤小沢田村、熊谷沢木でございます。
0:00:35	それでは資料の説明を開始いたします。
0:00:40	本日は2枚ものの資料でもって説明いたします。
0:00:46	廃棄物埋設施設保安規定の分割申請の計画について、前回面談でつくら時回答を説明いたします。前回6月24日の面談におきまして、まず一つ目、事業変更許可から、
0:01:01	事業変更許可申請書に成功した保安規定の変更認可までの期間を短縮するため、事業変更許可前に保安規定に変更認可申請を行いたいことのできた詰め早急に変更認可が必要と考えている事項。
0:01:19	具体的には12号廃棄物埋設施設における廃棄体の受け入れ埋設制限並びに3号埋設設備の構築に関わる部分について先行して申請を行うこととしたいこと、この2点の説明を行いました。
0:01:36	これこれらについてはご了承いただきましたか、その際に、下記事項につきまして検討するよう指示を受けましたので、今回回答させていただきたいと思えますので、また保安規定の変更認可申請の先行申請分について速やかに実施したいと考えてございます。
0:01:55	名前回面談時にいただいた検討指示事項ですが、議事録の抜粋を示してございます。現在申請中の廃棄物埋設事業変更の内容で、保安規定変更が必要な内容に対してどのように分割申請する予定なのか、その計画を示すことでございました。
0:02:18	で検討し、事故への御回答になりますが、まず分割申請の全体像を予備選考申請分として必要な内容の分けを添付資料に示してございます。
0:02:31	説明は添付資料2枚目の2枚目の添付資料に移ります。添付資料の廃棄物埋設施設保安規定の分割申請に係る考え方について説明いたします。
0:02:44	先行申請には、事業変更許可申請書に記載されている安全確保のちょっと反映が必須と考えてございます。その具体的な内容としましては、許可基準規則に要求があつて、事業変更許可申請書にも期待しておりますが、
0:03:00	まだ保安規定に取り込めていない火災等の発生防止措置、そして安全避難通路の追加でございます。

0:03:09	この上で、2 ポツ目からになります。1 号埋設設備 6 群及び 2 号埋設設備の受け入れに関する事項、商業継続に関する事項ということでございます。及び 3 号埋設設備の構築に関する事項、そして、
0:03:27	必要な事業変更許可申請書への反映でございます。
0:03:30	2 ポツ目の受け入れに関する事項については、具体的には次の 3 点を追加いたします。
0:03:37	1 点目としては 1 号廃棄体の受入基準に関する収着性に関する事項として塩素 36 の最大法制問答の中にちゃんする事項の追加をいたします。
0:03:49	2 点目として、Ricou 廃棄体の受け入れ基準に収着性に関する事項の追加をいたします。
0:03:55	3、3 点目として、1 号入ったりの値以上です。
0:04:01	規制庁不足ですけどすみません。資料のところを説明されているのかちょっとよくわからないんですけど、すみません今言われてるんですか。
0:04:10	添付資料の先行しが先行申請部分の 2 ポツ目、1 号埋設設備 6 号及び 2 号埋設におけるに関する事項の具体的な内容を口頭で申し上げていたところでございます。
0:04:28	円ですので潜航申請分の 2 ポツ目のところでございます。具体的には
0:04:35	3 点ほどございまして、1 点目は 1 号廃棄体の受け入れ基準収着性
0:04:41	反映するで塩素 36 の最大放射能濃度に関する事項を追加します。2 点目は、2 号廃棄体の受け入れ基準に収着性に関する事項を追加いたします。
0:04:54	3 点目は、1 号廃棄体の放射能濃度評価の方法に塩素 36 の平均放射能濃度タグチの規制庁コサクです。すみません。この場所に説明しているということわかりましたけど、1 点目は 2 点目とは言われても、
0:05:09	1 点目 2 点目っていう項目がわからないと何を説明しているというのがわからないのでその差額というすみませんですかってということなんですけど、どうかって御説明されてるんですか。
0:05:23	その添付資料に記載してる内容のみに絞って説明いたしますすみませんでした。
0:05:30	前更新成分としては、この 4 ポツございまして、3 ポツ目は、3 号埋設設備の構築に関する事項 4 ポツ目は必要な事業変更許可申請書の内容を反映具体的には JCR 廃棄体等の形で制限。
0:05:47	事業変更許可申請をちょっと兵庫県の整合を図りたいと考えてございます。
0:05:54	後続分につきましては、この 2 ポツに二つのポツに記載してございますが、事業変更許可を得た珊瑚廃棄体や 1 号は埋設設備に埋設する廃棄体に関する廃棄物受け入れ基準の範囲。

0:06:10	そして運用の見直し、また施設の保安規定との整合を図りたいと考えてございます。
0:06:19	で、A1、1 ページ目に戻ら戻ります分割し、申請の全体像予備選考申請分として必要な内容の区分けは、先ほど添付資料 2 について説明しました通りでございます。
0:06:35	そして 2 ポツ目の説明に入りますが、分割申請の計画、実施時期に関しては、先行申請分については、
0:06:46	本日の面談以降新夜間と、
0:06:49	申請者と考えてございます。
0:06:51	後続申請分については、下記の通り、先行申請分の審査が固まった状態を踏まえて、
0:06:59	申請時期についてご相談させていただきたいと考えてございます。時期については、1 番目として、先行申請分について、ヒアリングでの説明を通じて大きな論点がないことを確認いただくとして必要な補正内容について適切に資料を反映していることを確認いただきましたら相談したいと。
0:07:19	構造物申請についてご相談させていただきたいと考えてございます。
0:07:24	本日の説明は以上でございます。
0:07:29	規制庁のおそらくごめんなさい上げ規制庁のほうは何かあれば、よろしく願いします。
0:07:35	はい、規制庁コサクです。まずは前回面談を受けたときはまだ排気班で島以下でお聞き、
0:07:48	しましたけれども、島が異動になったということがあってですね、こちらの対応としての体制も変わってますので、その点で少し
0:08:00	許可の関係でお聞きすることだとか、
0:08:04	これまで話になったことでもうもう改めてお聞きすることもあろうかと思いきけどその点をご容赦いただきたいと思えます。具体的には、
0:08:15	これまで埋設以外は原燃班で我々対応してきたというところですが、
0:08:24	水晶体の保安規定変更ですとか、それ以外も含め、もう原燃全体としてどうマネジメントしてくんだというような話をこれまでも現年
0:08:36	埋設も含めて話をさせていただいたこともありましたので、
0:08:42	本件についても前半にさらに廃棄班でこれまでの繋がりということから素子も入って対応していきたいというふうに思ってますのでよろしく願いします。
0:08:56	御説明ちょっと先ほど説明の途中でも横よりれちゃいましたけど、説明がつくそもそも保安規定の申請をするといったときの事前相談として、
0:09:11	十分に考えて整理して提示いただいたようには思えなくてですね。

0:09:16	その点で一体どういう体制で準備をしてきたんだっていうのが非常に疑問です。
0:09:24	その点は主盤のほうからも少し話があったかもしれませんが、
0:09:32	でも、さらに言うところの面談前回の面談も含めて電力の方も多く出ておられると思うんですけど。
0:09:39	本件についてまずどういう体制でどういう準備をして、
0:09:44	進めていくことにしてるのかっていうのをお聞かせいただけますか。
0:09:52	日本原燃山根でございます。
0:09:56	どういう態勢体制としては日本原燃本規程ですので、日本原燃が
0:10:05	今後、
0:10:06	すごい段階を受けていただくということになると思いますが、その時の
0:10:14	テーマに、
0:10:16	うん。合致する、資料作成して、電力殿の電力も各電力の確認を受けた上で説明望むとで
0:10:27	ヒアリングにおいては、全額格下げも参加いただいて、
0:10:33	までいい加減になって、
0:10:36	設備の運搬に関する事項について日本原燃が説明説明お願いしますし、もし電力食う自由なところがございましたら電源繰り下げサポートいただいて、回答いただくと。
0:10:51	そういった体制を考えてございます。
0:10:55	規制庁コサクですけど私の言ってる意味を理解いただけてなかったようなので、そこも含めて準備不足だと思うんですけど。
0:11:03	現年ご説明をするということだったら、電力は要らないんですけど、電力の事由があるものについて、そもそもそれは何だっていうのを説明いただかないと、今回出席されているにもわからないんですけど、説明いただけないなら退席いただきますけどどうしますか。
0:11:20	東北岩崎です。よろしいでしょうか。
0:11:24	どうぞ。
0:11:26	当原燃さんの説明される内容につきましては、施設に関することに説明していただくということになると思いますけれども、
0:11:41	電力が同席している理由としましては、廃棄体を製作する側としてのですね、運用に関わることとか、そういった内容についてですね、各サイトウでの運用、
0:11:59	目において、
0:12:02	日本原燃さんが考えているような運用塗装がないというようなことを必要に応じて説明していったさしていただくというような形と、
0:12:14	いうふうに考えているところでございます。

0:12:17	以上です。
0:12:20	はい、規制庁不足です。ありがとうございます。今みたいなことを申請者になる原燃がちゃんと説明できないっていうのはどういうことですか。
0:12:31	日本原燃山口でございますが、言葉足らずでした。
0:12:39	規制庁の古作ですけど
0:12:42	謝られても進まないんですけど、なんていうんですかね、そもそもす前回の面談でお話あったのかもしれないんですけど。だからこそちょっと最初に私からお詫びを申し上げたところであって、
0:12:56	そういった位置付けをですねちゃんと理解をして理解を共有しながらやっていくっていうことをしないと話としてはうまく進まないと思うんですよ。
0:13:10	これまで原燃班でやっている再処理MOXのほうの設工認、或いは許可も含めなんですけど、そちらのほうも現状だと電力の支援を受けてということをやっていますけど。
0:13:23	そちらのほうは、新基準の対応ということのノウハウっていうのが電力にはあって、それをちゃんと理解落ちて原燃はやっていくということの中で支援を受けるということで話をされてましたので、
0:13:40	そうであればコミュニケーションを密にしていたほうがいいだろうということで、ずっと同席をされているという理解をしていて、本件はそうではないので、そういった点で今お聞きをしたということです。
0:13:56	さらに電力の同席というのはそれで理解をしましたけれども、本件のそもそもの面談の
0:14:06	意味合いというのは、本件が支援基準対応という。
0:14:13	意味合いでは少しないところがあって、なので、許可等、
0:14:20	保安規定変更新基準であれば同時申請でやりましょうと、1回として、審査をしていって後戻りのないようにしましょうということで委員会ペーパーも出ていてやっているところなんですけど、本件はそれに当たらないだろうということもあって、
0:14:38	強化前に出してもいいかということをお聞きになったっていいことですか。
0:14:45	実際でございます。6月24日に
0:14:51	うん。
0:14:52	そういうことで高まりの申請が可能かどうか確認した次第でございます。
0:15:01	はい、規制庁コサクです。その点は前回の面談で理解をしたということでお伝えをされているようですけれども、基本的には
0:15:14	新基準のほうも、特に法規定があった上でやってる話ではありませんので、特に

0:15:21	認可手続きの順番手続きを我々もですね処分の順番がずれていない限りにおいては裁量の余地があるだろうと。
0:15:31	いうふうに思いますので、申請されること自体は否定はしません。
0:15:36	ですけれども、申請に至る整理ができているのかということが大事で、申請の準備もできていないのに、暫定的に申請されてその中で申請書をもんでいただきたいみたいな申請のされ方を
0:15:54	いうことだと思えます。
0:15:56	いや、現年度ほかの我々懸念はこれまで受けているものについても申請されたんだけど、内容見ると整理できていなくて、ヒアリングの中で、申請書の書き方みたいな原因と話をすると。
0:16:11	というようなことが続いててですね、設工認は半年許可についても1ヶ月を超える状態で現状非常に苦労させられていると。
0:16:23	いうところですよ。
0:16:25	その状況はご存知ありますでしょうか。
0:16:32	はい、設工認の状況は、
0:16:36	認識してございます。
0:16:40	はい。規制庁コサクですね、加えて申し上げると、保安規定について、最初に
0:16:48	廃棄物管理についても新基準対応で分割で申請されているということをご存知ですか。
0:16:58	はい、認識してございます。
0:17:02	規制庁コサクですってその際にどういうふうな対応をとられたかっていうのをご存知であれば、今日の資料はもうちょっと内容が入ったものが出てきているはずなんですけど、なんでそうになってないんですか。
0:17:18	すみません、その部分の
0:17:22	横並びやっとなってございませんでした。
0:17:26	規制庁コサクですけど横並びということを言ってるんじゃないで、
0:17:30	分割をする際にどういう論点があるのか、どういうことを整理して分割ができ、最初の認可ができ次の人カーに順番にいけるのかと。
0:17:42	いう考え方を理解していないと思えるからこう聞いて体裁の話をしているわけではないです。
0:17:50	分割でやられたものを知っているということなのでお聞きしますけど、何が論点だと思えますか。
0:18:03	はい。
0:18:05	つつ、
0:18:06	山路です。すみません、お答えできません。
0:18:10	申し訳ございません。

0:18:14	規制庁コサクですけど、そこはこたえられるようになってからベンダーに来てくださいという、
0:18:22	音なんですよ。本来であれば、
0:18:24	それもさっき一番最初に申し上げた体制の関係になっていて、電力の支援を受ける以前に、原燃としてというのであれば、再処理事業部のほうのそういったところの対応っていうのも勉強し、そちらの方をしても受け、
0:18:40	やっていけばいいようなものを
0:18:44	なぜそういうことができないのだろうかというのが常日頃から疑問に思っているところです。
0:18:51	それは保安規定の前の変更のときにも申し上げていたんですけど、その点どう認識されてますか。
0:19:05	おっしゃる通りでございます。
0:19:07	最も最初にも状況。
0:19:11	勉強して支援。
0:19:14	確保してから、
0:19:18	面談に臨むべきだったと考えてございます。
0:19:23	はい、規制庁不足ですね、その上でですね、今まだ頭の整理できていないようなもので追って整理いただければと思うんですけど。
0:19:34	すいません。
0:19:36	今日添付資料という形で1枚ものをつけておられますけど、
0:19:41	この列記されているものが、
0:19:44	許可は、
0:19:46	変更している事項のすべてなんかを保安丘に保安規定に反映すべきことはないのかというようなことがよくわかりません。先方申請分の最後のポツに必要な申請書の反映ってなってるので。
0:20:04	ここでほうかつ的になってしまうと、すべてが含まれちゃうんですけど。
0:20:10	一方で後続部分のところの最初のポツは、これを許可事項であって、前のそのポストはバッティングするわけですね。
0:20:21	ということがあるので、一連どういものがあって、或いは許可と関係ないことだけど、保安規定変更考えてるものにこういうことがあって、
0:20:31	それのうち、こういう部分はどういう理由だから今やりたいどういう理由で今やる必要はなくて、必要があるな。
0:20:40	あるのはこの時期なので、今日機に変更したいと。
0:20:45	いうことをまとめていただくのが、
0:20:47	まさにこの資料の表題である考え方でやって、
0:20:51	項目を出すというのは考え方ではないんですよ。



0:20:57	その点言葉じりをとらえるつもりもないので、改めてその点での考え方を説明していただけますか。
0:21:07	ここ、
0:21:08	上山でございます。する。
0:21:12	他事業部の状況。
0:21:15	きちんと勉強しなかった我々が不備でございます。今
0:21:20	をしていただいた形で再度資料をまとめ直したいと考えてございます。
0:21:34	規制庁コサクですけど、まず説明。
0:21:38	それだけの整理ができてなかったっていう理解でよろしいですかね。
0:21:45	口頭で聞いて考えを進めようかと思ってたんですけど。
0:21:49	その場合、整理できてないということであれば、その整理をして改めて面談してから申請をします。
0:21:58	お考えでよろしいですか。
0:22:06	もし本日
0:22:09	先行部分と、A構造区分等々で
0:22:15	我々の考え時期も含めて考えを述べさせていただいて、
0:22:21	ことが可能でしたら述べさせていただきます。
0:22:27	すみません。
0:22:30	一応コサクですけどそもそも私最初に説明してくださいって言ったんですけど、説明を止めたのが、そちらですよ。
0:22:39	現年6ヶ所村といいます。よろしくお願ひします。ちょっと口頭にはなりますが、潜航申請分で今考えている内容と、なぜそれが先行的にある時期まで必要なのかと。
0:22:55	10 考えについて、補足させていただきます。潜航申請分については、下期の受け入れをですね達成したいという目的で考えたものでございます。
0:23:12	下期の受け入れはですね、1号2号の廃棄体、これに関わるもので10月に受け入れを予定しているということになりますんで、途中月の受け入れをするために廃棄確認申請をですね。
0:23:27	しなければいけないんですけども、これも
0:23:31	規制庁さんのルールがあつて、搬出の2ヶ月前には廃棄確認申請をしてということになりますんで、その関係から、少し早めにですね、認可が欲しいと。
0:23:46	考えているものでありますので、その内容については、その12号のですね、廃止に関わる部分でありまして事業許可状ですね今回変更申請の中で塩素36MWがですね。
0:24:02	1号について主要核種に追加になりました。
0:24:07	この部分のですね、放射能濃度の測定方法について、枠の中に、あと、

0:24:15	えっとですね、事業変更。
0:24:18	許可申請の中で分配係数の設定をさせていただきます。で、こちらのほうへと分配係数をですね、その性能が発揮されているかどうかということですね、
0:24:36	後段の管理の中で、ちゃんと考えていくようにという審査中のですね指導がありましたので、その分配係数の材料管理についてですね1号廃棄体に5敗自体は同じかのWACの中で、
0:24:55	と定める必要があるというふうに考えています。あと塩素の絡みで、その埋設上の制限、これは自信あるの輸送が比較的高いですねJCRの廃棄体だとか、
0:25:11	PWRの一次系の気体フィルタ
0:25:15	こういうものを制限をするというふうなことも保安規定の中で、同時に定めて等というふうに考えています。あと3号の埋設施設の建設についてですね、
0:25:32	これについても、早期に工事着工したいということがありますので、保安規定の中に、
0:25:40	いえ、掃気潜航部分ですね、これも加えて、掃気認可欲しいというふうに考えておりますんで、あと掃気分としては、すいません、先行分としてはこれ以外にですね。
0:25:59	安全面に関わるものとして、火災爆発の対応の部分、あと安全避難経路の部分、こういうものについては同定に定めていきたいというふうに考えておりますんで。
0:26:14	これ以外の事項なんですけれども、事業許可の今回の変更申請のメインは3号施設の増設だったり、1号七、八群のですね、埋設設備に入れる廃棄体の種類を
0:26:30	変えるとそれは今まで一応廃止したいと言ってたもの等ですね、2号廃棄体を今後して埋設すると。
0:26:39	いうふうな形になるんですけれども、その部分については、まだこれから建設、1号七、八群は建設が始まってということでもありますので、少し
0:26:54	保安規定の認可が遅くても、大丈夫かなと思っていますので、
0:27:03	後続分という形でですね、
0:27:08	そちらの方、申請させていただいて、
0:27:13	審査いただきたいというふうに考えておりますんで、
0:27:18	事業許可にはそれ以外にですね、細かな部分がありますけれども、こちらのほうをてちょっと整理をしてですね、示したいというふうに考えておりますんで、あと市民の方にも書いてましたが、
0:27:36	事業許可によらない運用事項の変更で援護をですね、これについても、

0:27:41	家と合わせて後続部分という形で変更申請をしたいというふうに考えております。徒歩倉庫については以上によります。
0:27:55	はい、規制庁コサクです。本当はそういうことをちゃんと資料に起こして説明をされるんじゃないかと思っております。それは今後しっかりやってくださいねということですし、
0:28:10	申請にあたっては、先ほどお話した再処理事業所ですね、2件の分割での対応で
0:28:20	分割である理由だったり、何か分割されてんす行くのかということ。これは最後の運用見直してみたいなそのため、変更部分も含めてですけど、整理をいただければ、
0:28:36	申請が適切なものかどうかというのを判断していくということで対応できると思ってるんですけど。
0:28:44	まずはそこを勉強して準備して申請してくださいということで、その準備ができないで申請されるとですね、結局、
0:28:55	県営再処理事業所のほうの許可であったり、設工認であったりというところの首を系濃度の事業所としても引き継いだ形になってしまうというのでよくないので、
0:29:11	最低限そこまではですね、しっかりと社内で検討して申請に係る
0:29:16	申請書だと。
0:29:18	いうことを
0:29:20	整理をしてから提示をいただきたいと思うんですけど、その点はよろしいですか。
0:29:31	無限のままでございます。再処理の状況をきちんと
0:29:36	マークした上で、
0:29:40	その反映を資料に落とし込んだ形で申請したいと考えてございます。
0:29:47	はい、規制庁不足です。そうしていただかないとですね、許可のほうで、先日の審査会合では、申請書がつくれないようだったら1回取り下げてくださいということを管理官からお話をしていた原燃として了承しましたと。
0:30:02	そうならないように作っていきますということなんですけど、了承しますって言ってますので、事業所違うんと言われるのも困りますので、しっかりとした申請書をつくり込んで対応いただきたいと思います。
0:30:16	で、その上でなんですけど、蓋を開けたら原燃としてはこうでいいと思ってたっていうけどこちら留萌が違うっていうのも、
0:30:25	なので、少し隙間の分割のところでの考えなりをちょっとお聞きしたほうがいいかなと思うんですけど。

0:30:36	♪まずご説明あったのは、受け入れの話があってということなんですけど、受け入れと埋設の制限って言うのは、
0:30:49	そこはあれですかね間も制限をするという前提があるからこそ、経営の廃棄体っていうのも目
0:30:59	定められるということで一体ものと思ってるってということですかね、それとも、順序にも埋設していくつもりがあるのでってということなんですかね。
0:31:10	原燃 6ヶ所決められ数えと御質問については、一体もの。
0:31:14	ちょっと考えています。具体的には演奏に由来してですね、前塩素が高い位置 ECRのハンイチたい。
0:31:26	1 次系の
0:31:28	PWRの一次系の液体フィルターですねこの廃棄体については、受け入れない受ける制限をするというふうなことをですね同時に定めたいというふうに考えております。
0:31:41	規制庁コサクです。わかりましたす。
0:31:45	埋設の制限を加えるからこそそういう廃棄体が受け入れられるということで営推セットで対応申請をするという理解でこちらとしては持っておきます。
0:31:59	一方で、
0:32:02	3 号の
0:32:04	話は受け入れと直接関係しないんですけど、そもそも保安規定で定めるのに、
0:32:13	3 号の工事って、何か関係するんですか。
0:32:21	原燃 6ヶ所決められ数、保安規定の中にはですね実は工事については具体的な記述は、今は読めないというか、12 号の今、保安規定なんです。
0:32:38	次がその技術基準に適合した施設をつくるという記載がありましてその中で 12 号の施設については読み込んでいたということになりますので、当然今 12 号の保安規定ですので、3 号は入っていないと。
0:32:56	いう理解になるんですが、保安規定規則の中のえっとですね、
0:33:03	これはの規則等保安停止審査基準の中で、
0:33:12	許可を取った閉と施設の工事を着工する前にですね保安規定の認可を受けることと、
0:33:19	ということがありましたので、産業施設Ⅱが今、もうすぐ、許可になるという前提で保安規定の中ですねその 3 号施設等認知して工事を着工したいというふうに考えたものであります。
0:33:39	／規制庁コサクです
0:33:42	意味合いはわかりました。ちょっと精度誤解しているようです。

0:33:49	着工まで2、申請することと言っている着工っていうのは一番最初の着工なんですよ、施設全体としての着工の前にということで、要は保安規定を最初に定める時期ということなのでありまして増設の
0:34:08	については、そもそも施設全体として保安規定はあるということですし、埋設以外であれば、埋設以外で管理が廃棄物以外といったほうがいいかもしれないですけど、
0:34:25	施設管理ということで枠があってそこで
0:34:32	造成ですかね、建設工事ということに限らずに、一般的に工事、維持管理ということはこういうふうにやりますという体系がつくれるということなので、他の施設において増設
0:34:49	それがあつた場合にそれに対する保安規定変更っていうのは着工時に特に必要にならないような保安規定になっていると思っています。
0:34:59	なので、
0:35:02	ちょっと
0:35:03	埋設つつうの。
0:35:06	そちらの保安規定の当該部分がどういうふうになっているのかっていうのはちょっと私はまだ把握できてないんですけど、そう。
0:35:15	この点で、
0:35:18	時管理で現行の制度下での運用とすると記載が足りないということがあるのであれば入れていただいたほうがいいとは思いますが、そうでないのであれば、ちょっと気をし過ぎたっていうことのような気はします。
0:35:35	現状としてはどんな形と理解をすればいいんですかね。
0:35:47	はい。
0:35:52	日本例の山路でございます。具体的に読む読み上げさせていただきますが、第19条、
0:36:01	土木課長は廃棄体を定置する前に構築した埋設設備は、埋設規則の基準利率議長の基準を満足していることを確認するっていう、条項がございまして、
0:36:18	この埋設施設埋設設備が都市化現在なってないんですが、そこに1号2号及び3号っていうのを加えることで、3号を保安規定の登場人物にして、
0:36:34	工事着手ができるようにしたいと我々は考えていた次第でございます。今コサク様がおっしゃられたように、そもそもその廃棄物埋設施設の増設ごとに
0:36:50	認可、
0:36:52	工事着手前に認可が必要ということでないのであれば、我々としても、法人3号の工事の着手は淡々と進める形で、まあ、保安規定。
0:37:08	認可とはリンクさせない対応ができる。
0:37:14	ありがたい方向だと考えてございます。

0:37:18	規制庁コサクです。ありがたい面とありがたいくない面が
0:37:24	ある。
0:37:25	じゃないかなと思うんですけど、まず今言われた点であれば追記する必要はありません。
0:37:33	埋設設備ということに号機捨てがたいのであれば、ほかの号機も含まれるということなので、特に問題ないんですけど、今言われた話では、埋設施設を適切に設置するという工事はできないはずですよ。
0:37:52	工事が終わっていて、その工事が終わっているちゃんとしているものかという最終判断をするだけです。
0:38:03	そこが問題なんですよ。すいません。ちょっと全文読み上げてなかったんですが、これはそもそも、
0:38:15	うちの埋設施設保安規定はもともと操業残っ操業のAM
0:38:23	保安に関する運用の経営層と下位規定しているものでございまして、当該ページの当該情報をここは／気体の低地の前に土木課長が確認するというところでございまして、
0:38:41	そもそもその検知食う
0:38:43	この条項っていうのは、個別にないものですから、そこに無理やり火着けた形で山王登場させるということを考えてございました。工事の
0:38:56	保安活動については施設管理のところでは受けるものだというふうには我々は認識してございました。以上です。
0:39:05	ございます。
0:39:15	規制庁コサクです。ちょっと言ってることがちぐはぐなので、
0:39:20	確認なんですけど、単事業で着工のときにと言っているのはまさにそういうところで、従来の保安規定で運用断面を定めればよいということではなくて、工事についてもちゃんと定めて一体として管理をします。
0:39:38	いうことを明確にするためにやったことで、最初のそちらの説明はそういうことも踏まえて対応しますするつもりなので変更しますと言っていて、
0:39:49	なのに、
0:39:51	今の御説明は、
0:39:53	埋設ではそういうことになっていないので、別に対応するつもりはないですって言っていて、なんですかね。
0:40:04	申し訳ございません。私の言い方がまずかったと思います。埋設ではそういうことになってないっていうのは、
0:40:14	ここでございます。すいません。

0:40:27	規制庁不足ですけど。そうすると、従前はそう、ここまでにはなってなかったということなのは理解しますが、でも法改正があって、保安規定の位置付けが変わってきていて、それに対応してどうするかっていったときに、
0:40:43	何をお考えになっていたんでしょうか、どうするつもりなんですか。
0:40:57	6ヶ所原燃詰められ数その新検査制度に伴う
0:41:03	また変更の中で、施設管理が出てきましたので、施設管理の中で工事の管理をしていくということ。
0:41:12	それは従前から今の認可をいただいている保安規定の中でも適用して運用しているところであります。この保安規定の中に要は今12号に適用した保安規定でしたので、
0:41:30	と3号の認知がどういった形でされるべきかということを考えて先ほどの19条で123号と加えることで3号の認知ができるんじゃないかというふうに考えたということなんです。
0:41:48	埋設事業の場合はですね継続している事業なので、この部分法律の文面というのは、最初の1号、
0:41:58	事業の
0:42:01	土佐初期の段階1号で考慮すべきものであって後続のものを考慮少し深い海し過ぎということであれば、我々今の計画通りですね淡々と工事は進めていきたいというふうに考えておりますんで保安
0:42:20	でも情報もですね、そこを指導を受けながら、その部分は変更なしでよければ変更をしない形でですね、他の部分の受け入れの部分の変更だけをちょっとし、
0:42:36	いざいただければというふうに考えております。以上です。
0:42:40	規制庁コサクです。今の
0:42:43	説明テスト、先ほど紹介あったのは埋設つうの行為に対する規定であって、埋設施設を設置するという工事の関連については施設管理というのが別にあって、
0:42:59	そこで増設も含めて管理できるようになっているっていう理解でいいですか。
0:43:08	はい。
0:43:08	はい。
0:43:10	その条文は号機に五行特定した条文ではないので、3号の許可がいただけて、保安規定が認可になれば自動的に3号についても管理をしていくと。
0:43:26	いう内容になろうかと考えております。
0:43:33	はい。規制庁高速です。
0:43:36	それであればいいんですけどちょっとすいませんその当該条文とかを私はまだ見えてないので、

0:43:44	その点で、
0:43:47	ちょっとこちらでも見ておきますけどそちらもう
0:43:52	なんて言うんすかね森林制度に基づいた保安規定というのを
0:43:58	再処理事業書とか持って対応されてるので。
0:44:02	その運用とかも見ながら確認をしといていただければと思います。
0:44:09	それで
0:44:14	生徒先行申請分と言っている三つ目の3号はそういったとこですけど、その次の必要な事項といった必要な記載の反映と言っているのは、
0:44:27	これもどこまでの話なんだっていうのが結構つきまとうんですけど。
0:44:35	と後続部分と言ってるところの
0:44:41	3 実際に参考なり1号七、八群といったようなものを見、
0:44:50	いじる廃棄体を搬入したり、
0:44:56	する作業というのは後続でいってどういう意味合いですかね。
0:45:03	原燃の榎尾木村です。はい、その通りでございます。
0:45:07	規制庁姑息です。
0:45:10	けどそのときに、2時期でそういうことを言われるのはよくわかりましたけど、そのときのその保安規定後になるものって一体何なんですかね。
0:45:34	現年ロッカー初期村です。
0:45:39	補足文で書いてございます。335 廃棄体1号、前設備と具体的には3号埋設程度を埋設設備に埋設する廃棄体に関するはクドウだとか、
0:45:55	1号七、八群に埋設する廃棄体の区あとはそれぞれ埋設する時にですね、留意事項があります表面に何ミリ以下廃止対応提起するだとか、
0:46:12	そういう許可申請で許可をいただいたままでOKがありますので、その運用上、運用上の条件をですね、規定しなければならないというふうに考えております。
0:46:29	はい、わかりました。そういった規定については、PAR実際に受け入れの計画ができたときに、その時期に、
0:46:40	対応すると。
0:46:42	それより先にやってしまうと、受け入れ予定を本来ないのに、
0:46:48	受け入れの手順を作る形になって間違ってる経理システムを
0:46:52	切れないっていうちょっと言い過ぎかもしれないんですけど、そういうことで時期に応じてやっていくっていう理解でいいですか。
0:47:00	現在乗っ課長木村です。えーとですね、地域によってというのは、当施行文で
0:47:08	今年度の下期に受け入れたいとしているものについては、廃棄体確認申請の定期的話がありますので、少し早めにですね、切り出して認可が欲しいというふうに考えておりますが、



0:47:26	残りの
0:47:30	3号廃棄体の話、1号七、八群に埋める廃棄体の話だとか、前成長の留意事項についてはですね、強化が事業許可をいただいた段階で速やかにそれを保安規定側にですね、すべて反映をして、
0:47:49	運用に備えたいというふうに考えているものです。なので、潜航申請分がですね、認可がある程度固まった段階で口座わかりました。はい、規制庁率ですね AREVA分割やめましょう。
0:48:08	さっさと申請しましょう。
0:48:11	分割の議論するほうが時間がかかるような気がしました。
0:48:20	ただ、高全体を一気に今申請してしまうとですね、審査期間に入り時間がかかってしまうサポート時間かからないですよ、こんな程度の話。
0:48:31	そうですか。はい。
0:48:34	それよりもちゃんと設申請書をつくるそちらの時間のほうが十分かかりますから、
0:48:39	できてるんだったら、出したほうが早いですよ。
0:48:43	ていうのも、特に今言われたような家その前に話したような検査の話とかですね。
0:48:49	的確に対応していくということが必要な自主検査に係る検査課の独立要件の見直しみたいなものを3号埋設設備の構築に関する事項と鉄に出されるって言われる方がこちら困ります。
0:49:14	日本原燃の山口でございます。
0:49:18	我々は
0:49:20	この10月以降、今年度の10月以降の振幅下期の受け入れを
0:49:28	電力さんの廃棄体の受け入れを感じ完成したいという思いって、できるだけ早く早い認可をいただきたいと思ひまして分割申請をしたいと考えてございました。
0:49:42	鉄が
0:49:45	分割するのではなくてまとめてやったほうが早いというご意見でしたら、我々としてすれば、
0:49:53	保安規定の認可下期の受け入れに支障を及ぼさないように、保安規定の掃気認可をいただきたいという
0:50:04	ところは変わらないので、ご指示の通り地帯と考えます。
0:50:13	はい、規制庁コサクです。
0:50:15	今御説明いただいた後続部分の内容であれば、別に潜航関連審査をすることと審査をしても変わらないので、一通りちゃんと説明をいただければ。

0:50:29	一体で審査できると思いますし、運用の見直しといったところは先行分との関係を議論しないといけないようなことが出てくると、その議論で時間を費やすっていうことがあるので、
0:50:45	そちらがしっかりと審査対応とれるということであれば
0:50:50	まとめて申請されたほうがトータルとして早いですし、先行の部分の審査に
0:50:57	影響先行でやろうと思ったことに対して影響出るほどの使わないと思ってます。
0:51:07	まず、結局こちらの審査対応をちゃんとすることってというのが条件にはなるんですけど。
0:51:13	先行の再処理事業所の対応とかを見ていただければ、必要な設備、申請書としての体系であったり、それに対する補足説明資料であったりということはもうわかって準備できている。
0:51:29	できていくはずなので、その対応をしてください。
0:51:33	その内容わからないと、この後聞きしたかったスケジュールっていうのもいまいち
0:51:40	はっきりできないんですけど。
0:51:43	先ほど申し上げたようにまず申請書自体はしっかりしちゃうものとして作り込んで申請をしてください。他のそれに対する補足説明資料っていうのは、再処理事業所のほうの手続きでは申請の際併せて出してくださいというようなことを話を
0:52:01	していてですね、減のほうでもそうしますといって準備して申請をされていて、
0:52:07	申請をされたら補足説明資料も見ながら、こちらとして指摘を整理をして会合に臨むというようなことをやっているんですけど、本件についてどう対応するかといったことはまず、まず
0:52:24	再処理事業所での補足説明資料がどんなものがあって準備できるかというの見た上で、スケジュールとしてご相談いただければというふうに思っています。
0:52:34	この点で何か質問等ありますか。
0:52:44	日本原燃山路でございます。承知いたしました。
0:52:53	はい。
0:52:55	ちょっと路線が変わるようなコメントしたのであれですけど。
0:52:59	電力で同席されてる方はおそらく再処理事業所での
0:53:07	異論で同席されてる方とは違うと思うんですけど、
0:53:13	そうですね。
0:53:16	必要
0:53:17	スケジュールは変わらずにいけるとは思ってはいるんですけど、何か思うことがあれば今言っただければと思いますけど、何かありますでしょうか。

0:53:27	ほぼ
0:53:28	区、岩崎です。よろしいでしょうか。
0:53:31	どうぞ。
0:53:33	えっと思うところということでございますけれども、
0:53:38	電力の方の事業者としましては、まず一番優先したいことはやはり下期ですね、廃棄体の搬出というところをですね滞りなく実施主体というところが我々のニーズとして欲求としてあるわけなんですけれども、
0:53:55	今お話にありました通り、抵当分割申請、というのは、廃棄体のほうの排出をまずは優先するというような考え方で原燃さんの方から掲示いただいたという話かと思えますけれども、
0:54:12	今後、どのようなスケジュールで／保安規定が認可されるかということについては今後各
0:54:21	検討されていくことではございますけれども、なるべくなるべくというか、可能な限り早いタイミングで認可されるようなことで電力側としては、協力していくつもりはございますので、
0:54:36	いずれにせよ、早めの認可ということを指向していくという、そういうことに変わりはないということでございます。ただし、ただという
0:54:47	が可能であればですね、我々のニーズというものも、
0:54:53	できれば組んでいただいでですね、人審査の動向に予定はですね、その他
0:55:05	その何というんですか深成岩高めましょうねことについても、ご提案させていただければなというふうに思っております。すいません。
0:55:12	べ過ぎたことを申し上げてしまって申し訳ないですが、以上です。
0:55:16	規制庁コサクですけど、現状では影響ないと思っているけれども、何か不具合などが出てきた。
0:55:23	時には 2000 変更またはだ。
0:55:26	できるようになっていくことだと思います。その通り私としても、この単なる 1 面談です、資料も大して受けない中で方向性を固めるって言うつもりはありませんので、申請されてその内容を議論した上でやはり分けたほうが良いということであれば、
0:55:42	そういう判断もあり得ると思います。そのあたりも含めてですね、一番最初に、電力の関係というのをお聞きしましたけど、結局そういうところに限らず、一定と性を高め、
0:55:57	話題に影響を受けてしまうということもありますので、積極的に支援をしていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。承知しました。
0:56:08	以上です。
0:56:24	規制庁コサクですけど他原燃なり電力なり何かありますと、

0:56:39	園児ないですけど、最低限ありませんか何かの返事をいただけますか。
0:56:46	すいません日本原電の山口でございます。
0:56:50	本日の面談でまずは全体すべて取り込んだ形で保安規定変更認可申請を準備するということになりましたので、大至急準備をして、
0:57:05	資料の準備を進めたいと考えてございます。
0:57:13	この新申請前に、また、
0:57:20	見たん。
0:57:22	温室でいただいて内容を御確認いただいた後に申請させていただく。
0:57:29	いう形と理解してよろしいんでしょうか。
0:57:36	規制庁コサクですけど、
0:57:39	申請前に面談を必ずしなきゃいけないかって言うとそういうわけじゃないので、それはそちらで申請前に相談事項があるかどうかということ判断して出しただければと思います。本件で言えば、再処理事業所での対応っていうのを勉強し停止。
0:57:59	停止してくってくれればいよいよということで今お話をしているところへ
0:58:04	それ以上に何かあるのかということ具体的にはそれを勉強したんだけど、図としてはこうでいいのかっていうようなことで、心配なことがあればお聞きしますけど、まずはそういう勉強して御検討いただければと思います。
0:58:20	根元の山でございます。ありがとうございます承知いたしました。
0:58:28	規制庁コサクですけど、そこさんなんかありますか。
0:58:33	規制庁の過ごし全体的な話としては特に私からはないですけど、ちょっと細かい話でも構わないですかね聞いてみても、
0:58:53	ちょっと聞かせてもらいますけれども、それでちょっといづれにしても全体で申請っていうことにその方向で検討されるっていうことなんで、今回の許可で約束する事項っていうのはその中で漏れなく、
0:59:12	ここが入るようにちゃんと整理申していただけるのかなと思っはいるんですけども、ちょっと本日の資料と潜航申請部分っていうふうな中の4ポツ目の下
0:59:26	主要な事業変更許可申請書の反映っていう事で先ほどその火災の話と安全避難通路の話をちょっとされてたように思うんですけども、結びそれしたっけでした。
0:59:42	けっていうので、もしかしたらその後続のほうで細かいところは何かこれから検討してみたいなことをおっしゃってたんで、組み込まれるのかなとは思いつつ、
0:59:58	なんでここ火災と安全避難通路なのかなっていうのがちょっとわからなくてですね、というのも発災っていうのは、

1:00:05	何か。
1:00:07	今回の直下で改めてなんかするものはなかった。
1:00:11	対応なんていうのが私の認識なのと安全避難つつ通路を入れるのであれば、と通信連絡設備とかはどうなるのかなっていうのがちょっと気になったところです。あと細かいところ申し上げますと、
1:00:27	救う施設とのその絵と共用施設として、モニタリングポストとか入ってきたりとか、してるのもあってですね、そこら辺の整理とかもどういうふうにされてるのかなと思ってちょっと気になったのでピッキした次第です。
1:00:47	現在の仮称木村です。今の操作の御質問について回答します系統先行分。
1:00:55	どうして安全避難通路とかです火災爆発の対応で可燃物を持ち込む、
1:01:01	内とかそういう考慮事項ですね、先行分といえども安全面で最低限のものとして、ちょっと切り出すロジックはなかなか難しかったですけれども、切り出してみたということですね。
1:01:17	全体では当然
1:01:19	既設のもので今回事業変更申請の中に、
1:01:25	書き加えられたものが幾つかありますので、通信連絡設備も、当然今運用していて、その禁止新規制基準対応で書かれたものと認識しておりますので、施設管理対象としてですね、保安規定の中には、
1:01:43	書き込みをしていくというふうに考えております。全体であれば、もう
1:01:50	事業変更許可のですね、必要な要件というのは、拾い出しができており、
1:01:57	そので、改めて全体の申請書をですね、申請書っていう形で、
1:02:03	整理をしてですね申請させていただければと思います。以上です。
1:02:10	規制庁のすごいすん今ご説明いただいたというので全体としては入ってるって話であれば、そこは示していただければと思いますので、よろしくお願いします。
1:02:30	県内の
1:02:31	場所の木村です。はい。よろしくお願いします。
1:02:35	規制庁コサクですけど、まさに、その切り分けて悩んだっていったところが、私も悩ましいからその分割の考え方って何ですかってお聞きしたところで、悩ましいんであればもうさっさとやってしまったのはいいかなと思います。
1:02:52	いうところでお話をした次第です。
1:02:56	今からいうことではないと思うんですけどいざとなればっていうところでは、
1:03:01	受け入れまでには、ほかの部分の条項も整備をして申請しますということでは、われればそれはそれで拒むものではないっていうことはあるんですけど。
1:03:12	いずれにしても、準備をして対応いただければというふうに思ってます。

1:03:20	私からは以上検出。
1:03:23	以上の 3 要素、
1:03:26	規制庁の藤村です。その他規制庁側から何かありますでしょうか。
1:03:37	非常に、内張りです。その他に元からも何かありましたら、
1:03:46	ボンベの山路でございます。原燃からはございます。特にございません。
1:03:53	規制庁の藤村です。これでした。特段ないようでしたらこれで面談を終了しようかと思いますがよろしいでしょうか。
1:04:06	日本原燃八街です。ありがとうございました。
1:04:11	規制庁の藤村です。それでは本日の埋設施設に係る別途面談を終了したいと思います。お疲れ様でした。
1:04:22	ありがとうございます。